

日経平均オプション取引に係る限月取引の設定方法の一部変更について

平成 26 年 10 月 9 日

株式会社大阪取引所

項目	内 容	備 考
I. 趣旨	<ul style="list-style-type: none">市場参加者によるヘッジニーズの高まりを鑑み、日経平均株価を対象とした指数オプション取引（以下「日経平均オプション取引」という。）について、限月取引の設定方法の一部変更を行うこととする。	
II. 改正内容 1. 限月取引の設定方法の変更 (限月取引及びその数を変更)	<ul style="list-style-type: none">日経平均オプション取引は、次のとおり区分して行うものとする。<ol style="list-style-type: none">第二金曜日の前営業日を取引最終日とする限月取引（以下「従来限月取引」という。）<ul style="list-style-type: none">3月、6月、9月及び12月の特定限月取引（bに掲げる限月取引を除く。）のうち直近の13限月取引と当該特定限月取引以外の直近の6限月取引（bに掲げる限月取引を除く。）とする。最初に取引最終日が到来する従来限月取引の取引最終日の翌取引日の日中取引から新たな従来限月取引を開始する。各週の金曜日（第二金曜日を除く）の前営業日を取引最終日とする限月取引（以下「週次設定限月取引」という。）<ul style="list-style-type: none">直近の4週次設定限月取引とする。	<ul style="list-style-type: none">各週の金曜日が休業日にあたるときには、順次繰り上げる。当社が必要と認める場合には、限月取引の数及びその期間並びに取引最終日及び取引開始日を変更することができる。

項目	内 容	備 考
2. 週次設定限月取引に係る 権利行使価格設定方法 (1) 新規設定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 最初に取引最終日が到来する週次設定限月取引の取引最終日の翌取引日の日中取引から新たな週次設定限月取引を開始する。 ・ 週次設定限月取引に設定する権利行使価格は、次のとおりとする。 ・ 新たな週次設定限月取引に設定する権利行使価格は、前営業日における最終の日経平均株価の数値に最も近接する 125 円の整数倍の数値及び当該数値に近接する上下各 8 種類の 125 円の整数倍の数値とする。 ・ 権利行使価格の追加設定は、前営業日の最終の日経平均株価の数値に最も近接する権利行使価格を上回る又は下回る権利行使価格が、それぞれ 125 円刻みで連続して 8 種類設定されるようを行う。 ・ 追加設定する日が取引最終日と同一の週に属するときは、追加設定を行わないことができるることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な設定例等については、別紙 1 参照。 ・ 従来限月取引に設定する権利行使価格は、現行どおりとする。 ・ 当社が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。
2. 週次設定限月取引に係る 権利行使価格設定方法 (2) 追加設定		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の間は、追加設定を行う。(従来限月取引も同様。)
3. 取引手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週次設定限月取引の取引手数料については、別途検討することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来限月取引の取引手数料については、現行どおりとする。
4. マーケットメイカー制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週次設定限月取引のマーケットメイカー制度については、別途検討することとする。 	
5.その他 (1) 取引参加者別取引内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週次設定限月取引については、取引参加者別取引高及び取引参加者別建玉残高の開示対象外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来限月取引については、現行どおり、取引参加者別取引内容の開示の対象。

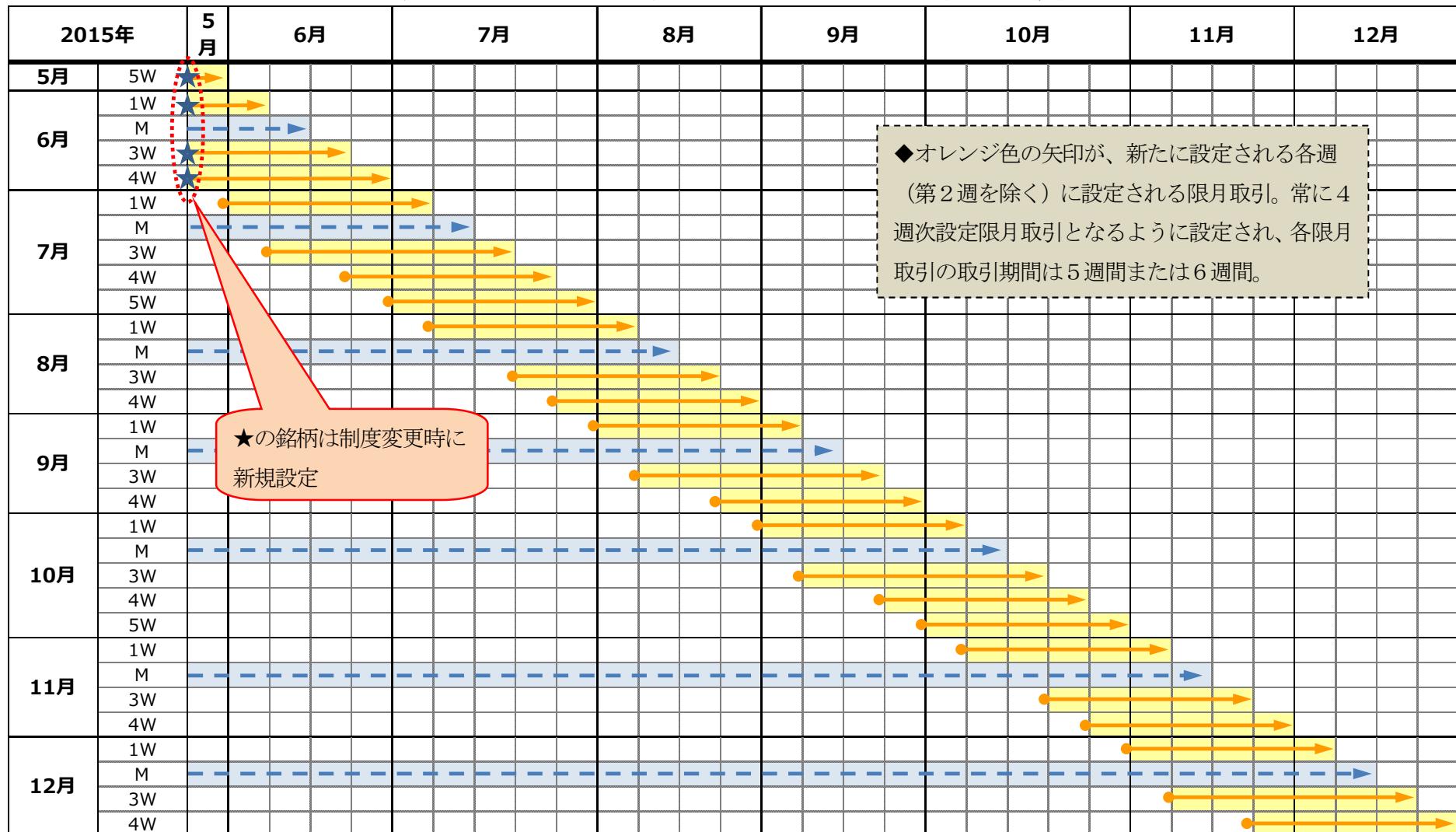
項目	内 容	備 考
(2) 投資部門別取引内容	<ul style="list-style-type: none"> 週次設定限月取引については、投資部門別取引内容の報告及び開示対象外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来限月取引については、現行どおり、投資部門別取引内容の報告及び開示の対象。
(3) 銘柄コード	<ul style="list-style-type: none"> 週次設定限月取引について、以下のとおり銘柄コードを設定することとする。 <ul style="list-style-type: none"> 対象指数コード：「20」 限月コード：各年の第1週（1月第1週）の金曜日の前営業日を取引最終日とする週次設定限月取引を「40」とし、その後は週次設定限月取引（従来限月取引を除く）を設定する都度、1ずつ加算する。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来限月取引については、現行どおり銘柄コードを設定する。 当該週に1営業日もない場合には、設定を行わない。 具体的な設定例等については、別紙2参照。
III. 実施日等	<ul style="list-style-type: none"> <u>実施日は、平成27年5月末までの当社が別途定める日とする。</u> 実施日における、週次設定限月取引の取扱いは、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 実施日において、4週次設定限月取引となるよう新たに週次設定限月取引を開始する。 実施日における各限月取引の権利行使価格は、実施日の前営業日における最終の日経平均株価の数値に最も近接する 125 円の整数倍の数値及び当該数値を上回る（下回る）権利行使価格が当該数値から 125 円刻みで連続して 8 種類となるまで、当該数値から 125 円刻みで設定する。 	
IV. その他	<ul style="list-style-type: none"> その他、所要の改正を実施する。 	

(注) 「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社（以下「日本経済新聞社」という。）によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日本経済新聞社は「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「日経平均株価」を対象とする株価指數オプション取引に関するすべての事業、取引規制及び実施については、専ら株式会社大阪取引所及びその参加者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負いません。日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関し

て、責任を負いません。日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

以 上

日経平均オプション取引の限月設定イメージ（実施当初）



注) 1W(3W、4W、5W)=第1(第3、第4、第5)金曜日の前営業日を取引最終日とする週次設定限月取引。 M=従来限月取引。

週次設定限月取引のコード体系

構成	①	②	③	④	⑤
	特殊取引	プット/コール 現先区分	限月	権利行使価格等	対象指数等
	1	□	□ □□	□□	□□
割当方法	1	プット：3及び8 コール：4及び9	<p>上1けた：10年サイクルの数字1けたで限月の年を示す。 (例) 2014年：9 2015年：0 2016年：1 ：</p> <p>下2けた：各年の第1週（1月第1週）の金曜日の前営業日を取引最終日とする週次設定限月取引を「40」とし、その後は週次設定限月取引（従来限月取引を除く）を設定する都度、1ずつ加算する。 (例) 1月第1週：40 1月第2週：—（設定しない） 1月第3週：41 ：</p>	<p>権利行使価格を次のとおり2けたに指数化する。</p> <p>(例) 14,875円：48 15,000円：50 15,125円：51</p>	<p>20 (従来限月取引は「18」)</p>

（例）日経平均オプション 2015年1月第1週限月 プット 権利行使価格15,000円 ⇒ 「130405020」